

意見公募要領

1 意見公募対象

1 改正を必要とする理由

現行の基幹放送局の免許等は平成 25 年 10 月 31 日をもって有効期間が満了することから、その再免許等の申請の受付及び審査に当たり、関係する規定の整備を行う必要があるため。

2 改正等の概要

(1) 一斉再免許等を行うに当たり規定の整備等を行うもの

ア 省令

(ア)無線局免許手続規則(昭和 25 年電波監理委員会規則第 15 号) 【別表第 2 号第 1】

イ 訓令

(ア)電波法関係審査基準(平成 13 年総務省訓令第 67 号) 【第 3 条及び別添 6】

(イ)放送法関係審査基準(平成 23 年総務省訓令第 30 号) 【第 3 条及び別紙 1】

ウ 通達

地上基幹放送局の免許及び再免許等方針 【新規制定】

(2) 地上アナログテレビジョン放送の終了に伴い規定の整備を行うもの

ア 省令

(ア)放送法施行規則(昭和 25 年電波監理委員会規則第 10 号)

【第 70 条、第 120 条、第 122 条、第 125 条、第 214 条、別表第 1 号、別表第 5 号、別表第 6 の 1 号、別表第 6 の 2 号、別表第 6 の 3 号、別表第 7 の 1 号、別表第 31 号、別表第 40 の 1 号及び別表第 49 号】

(イ)電波法施行規則(昭和 25 年電波監理委員会規則第 14 号)

【第 2 条、第 41 条の 2 の 6、別表第 1 号の 3 及び別表第 2 号】

(ウ)無線局免許手続規則

【第 2 条、第 7 条、第 10 条の 2、第 10 条の 3、第 15 条、第 21 条、別表第 2 号第 1 及び第 5 並びに別表第 2 号の 2 第 1】

(エ)無線設備規則(昭和 25 年電波監理委員会規則第 18 号)

【第 14 条、第 37 条の 2 の 2 から第 37 条の 7 の 2 まで、第 37 条の 8 から第 37 条の 26 の 2 まで、第 37 条の 27 の 9、第 37 条 27 の 11、第 37 条の 27 の 17、別表第 1 号から第 5 号まで、別図第 3 号から別図第 4 号の 1 の 2 まで、別図第 4 号の 2 の 3 から別図第 4 号の 8 の 4 まで、別図第 4 号の 8 の 5 及び別図第 4 号の 8 の 8】

(オ)基幹放送局の開設の根本的基準(昭和 25 年電波監理委員会規則第 21 号)

【第 2 条及び第 7 条】

(カ)特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則(昭和 56 年郵政省令第 37 号)

【第 2 条】

(キ)登録検査等事業者等規則(平成 9 年郵政省令第 76 号) 【別表第 7 号】

(ク)特定周波数変更対策業務及び特定周波数終了対策業務に関する規則(平成 13 年総務省令第 104 号) 【第 3 条及び第 4 条】

(ケ)超短波放送に関する送信の標準方式(平成 23 年総務省令第 86 号)

【第 8 条から第 15 条まで】

(コ)標準テレビジョン放送のうちデジタル放送に関する送信の標準方式(平成 23 年総務省令第 87 号) 【別表第 14 号】

(サ)超短波音声多重放送及び超短波文字多重放送に関する送信の標準方式(平成 23 年総務

省令第 89 号) 【第 8 条】

- (シ) 超短波データ多重放送に関する送信の標準方式(平成 23 年総務省令第 90 号)
【第 1 条、第 3 条、第 5 条及び第 6 条】
- (ス) 衛星一般放送に関する送信の標準方式(平成 23 年総務省令第 94 号)
【第 3 条、第 4 条及び別図第 1 から第 11 まで】
- (セ) 有線一般放送の品質に関する技術基準を定める省令(平成 23 年総務省令第 95 号)
【第 2 条、第 5 条、第 9 条、第 10 条、第 13 条から第 26 条まで、別図第 6 から第 8 まで及び別図第 9 から第 11 まで】

イ 告示

- (ア) 平成 12 年郵政省告示第 744 号(電波法第 6 条第 7 項の規定に基づき、同項各号の無線局が使用する周波数を定める件)
- (イ) 基幹放送用周波数使用計画(昭和 63 年郵政省告示第 661 号)
- (ウ) 平成 22 年総務省告示第 173 号(207.5MHz 以上 222MHz 以下の周波数を使用する特定基地局の開設に関する指針)
- (エ) 基幹放送普及計画(昭和 63 年郵政省告示第 660 号)
- (オ) 平成 2 年郵政省告示第 240 号(無線従事者の資格を要しない簡易な操作を定める件)
- (カ) 昭和 35 年郵政省告示第 1017 号(電波法施行規則の規定により、時計、業務書類等の備えつけを省略できる無線局及び省略できるものの範囲並びにその備えつけ場所の特例又は共用できる場所を定める件)
- (キ) 平成 13 年総務省告示第 479 号(無線局免許手続規則第 2 条第 5 項の規定に基づき希望する周波数の 1 ごとに免許の申請をすることを要しない基幹放送局を定める件)
- (ク) 昭和 35 年郵政省告示第 640 号(放送区域等を計算による電界強度に基づいて定める場合における当該電界強度の算出の方法を定める件)
- (ケ) 昭和 36 年郵政省告示第 199 号(無線局免許手続規則の規定により、簡易な免許手続を行なうことのできる無線局を定める件)
- (コ) 平成 16 年総務省告示第 859 号(無線局免許申請書等に添付する無線局事項書及び工事設計書の各欄に記載するためのコード表(無線局の目的コード及び通信事項コードを除く。)を定める件)
- (サ) 昭和 34 年郵政省告示第 509 号(無線局運用規則により呼出符号又は呼出名称の放送を省略できる基幹放送局及び地上一般放送局を定める件)
- (シ) 平成 19 年総務省告示第 279 号(極微小電力でテレビジョン放送を行う放送局の送信設備及びその技術的条件を定める件)
- (ス) 平成 23 年総務省告示第 309 号(データ信号の構成並びにスクランブルを行う範囲及びスクランブルの制御を定める等の件)
- (セ) 平成 23 年総務省告示第 313 号(有線テレビジョン放送等における搬送波のレベルと雑音のレベルとの差の算出方法を定める件)
- (ソ) 平成 23 年総務省告示第 315 号(有線テレビジョン放送等の受信に影響を与えることが検知されないための技術的条件を定める件)

ウ 訓令

- (ア) 電波法関係審査基準 【別紙 1】
- (イ) 放送法関係審査基準 【第 3 条、別紙 1 及び別添 2】

(3) 地上アナログテレビジョン放送の終了に伴い廃止するもの

ア 省令

- (ア) 標準テレビジョン放送(デジタル放送を除く。)に関する送信の標準方式(平成 23 年総務省令第 88 号)
- (イ) 標準テレビジョン音声多重放送に関する送信の標準方式(平成 23 年総務省令第 91 号)

- (ウ) 標準テレビジョン文字多重放送に関する送信の標準方式(平成 23 年総務省令第 92 号)
- (エ) 標準テレビジョン・データ多重放送に関する送信の標準方式(平成 23 年総務省令第 93 号)

イ 告示

- (ア) 昭和 57 年郵政省告示第 881 号(放送区域等を計算による電力束密度に基づいて定める場合における当該電力束密度の算出の方法を定める件)
- (イ) 昭和 57 年郵政省告示第 859 号(無線設備規則の規定に基づき、同規則第 14 条第 1 項の規定を適用することが困難又は不合理であるテレビジョン多重放送を行う放送局の送信設備等を定める件)
- (ウ) 平成 13 年総務省告示第 480 号(無線設備規則第 37 条の 4 第 2 項に基づき標準テレビジョン放送を行う放送局の送信設備の条件を定める件)
- (エ) 平成 23 年総務省告示第 286 号(テレビジョン放送を行う基幹放送局の電界強度の値を定める件)
- (オ) 平成 23 年総務省告示第 287 号(テレビジョン文字多重放送を行う基幹放送局の電界強度を定める件)
- (カ) 平成 23 年総務省告示第 288 号(テレビジョン音声多重放送又はテレビジョン・データ多重放送を行う基幹放送局の電界強度を定める件)
- (キ) 平成 23 年総務省告示第 289 号(多重フレーム行列の同期符号及び制御手順、フレーム行列の構成及び制御手順、音声信号の送出手順並びにデータパケットの送出手順を定める件)
- (ク) 平成 23 年総務省告示第 290 号(擬似乱数符号重畳方式による音声信号のスクランブルの手順、擬似乱数符号系列の生成方法、スクランブルに関するタイミング並びに関連情報の構成及び送出手順を定める件)
- (ケ) 平成 23 年総務省告示第 291 号(垂直帰線消去期間における水平走査線に重畳する信号を定める件)
- (コ) 平成 23 年総務省告示第 292 号(標準テレビジョン放送における識別制御信号の構成を定める件)
- (サ) 平成 23 年総務省告示第 293 号(標準テレビジョン放送における妨害低減の技術的条件を定める件)
- (シ) 平成 23 年総務省告示第 294 号(フレーム行列の構成及び制御手順、音声信号の送出手順並びにデータパケットの送出手順を定める件)
- (ス) 平成 23 年総務省告示第 295 号(走査線内信号切替方式又は走査線転移方式による映像信号のスクランブルの手順、擬似乱数符号重畳方式による音声信号のスクランブルの手順、擬似乱数符号系列の生成方法、スクランブルに関するタイミング並びに関連情報の構成及び送出手順を定める件)
- (セ) 平成 23 年総務省告示第 296 号(標準テレビジョン文字多重放送の放送番組のデータの送出等を定める件)
- (ソ) 平成 23 年総務省告示第 297 号(標準テレビジョン文字多重放送を行う放送衛星局の送信の方式のうち同省令の規定を適用することが困難又は不合理であるものを定める件)
- (タ) 平成 23 年総務省告示第 310 号(データ信号の構成並びにスクランブルを行う範囲及びスクランブルの制御を定める等の件)
- (チ) 平成 18 年総務省告示第 80 号(基幹放送用周波数使用計画第 1 の 6 (4) の規定により定める中継局を定める件の全部を改正する件)
- (ツ) 平成 16 年総務省告示第 502 号(基幹放送用周波数使用計画第 1 の 5 (5) の規定により定める中継局を定める件の全部を改正する件)

ウ 通達

- (ア)地上デジタルテレビジョン放送局の免許及び再免許方針(平成20年総情上第41号)
- (イ)地上アナログテレビジョン放送局の免許及び再免許方針(平成20年総情上第41号)

(4) その他規定の整備を行うもの

ア 省令

(ア)放送法施行規則

【別表第5号、別表第6の2号、別表第7の1号、別表第7の2号、別表第7の3号、別表第8号、別表第20号、別表第21号及び別表第33号】

(イ)無線局免許手続規則

【別表第2号第1及び第5、第6条、第12条、第15条及び第16条】

(ウ)登録検査等事業者等規則 【別表第7号】

イ 訓令

(ア)電波法関係審査基準 【第3条、第11条及び別添6】

(イ)放送法関係審査基準 【第3条、別紙1】

3 その他

有線一般放送の品質に関する技術基準を定める省令及び関係告示の改正に当たっては、有線一般放送においてなお現在も地上デジタル放送のデジアナ変換による対応が行われていることに鑑み、施行期日を平成27年4月1日とするとともに所要の経過措置を設ける予定です。

2 資料入手法

意見募集対象については、準備が整い次第、電子政府の総合窓口[e-Gov](<http://www.e-gov.go.jp>)の「パブリックコメント」欄及び総務省ホームページ(<http://www.soumu.go.jp>)の「報道資料」欄に掲載するとともに、連絡窓口において閲覧に供することとします。

3 意見の提出方法

様式の意見書に氏名及び住所(法人又は団体の場合は、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)、並びに連絡先(電話番号又は電子メールアドレス)を明記の上、意見提出期限までに、次のいずれかの方法により提出してください。

なお、提出意見は、日本語で記入してください。

また、意見公募に係る意見の提出を装ってウイルスメールが送付される事案を防ぐため、下記(3)により電子メールで提出いただく場合は、(4)の電子政府の総合窓口[e-Gov]を極力ご利用いただきますよう、ご協力の程よろしくお願いいたします。

(1) 郵送する場合

〒100-8926 東京都千代田区霞が関2-1-2

総務省情報流通行政局地上放送課 宛て

併せて、意見の内容を保存したディスクを添えて提出いただくようお願いする場合があります。その場合のディスクの条件は、次のとおりです。

○ディスクの種類：DVD-R、DVD-RW、CD-R、CD-RW

○ファイル形式：テキストファイル、マイクロソフト社 Word ファイル又はジャストシステム社一太郎ファイル(他のファイル形式とする場合は、担当までお問い合わせください。)

○ディスクには、提出者の氏名、提出日、ファイル名を記載してください。

なお、送付いただいたディスクについては、返却できませんのであらかじめ御了承願いま

す。

(2) FAX を利用する場合

FAX 番号：03-5253-5794 総務省情報流通行政局地上放送課 宛て
担当に電話連絡後、送付してください。
なお、別途、電子データによる送付をお願いする場合があります。

(3) 電子メールを利用する場合

電子メールアドレス：saimen_atmark_ml.soumu.go.jp
総務省情報流通行政局地上放送課 宛て
(スパムメール対策のため、「@」を「_atmark_」と表示しております。送信の際には「@」に変更してください。)

メールに直接意見の内容を書き込んでいただきますようお願いいたします。
やむを得ず添付ファイルによる提出をされる場合は、ファイル形式は、(テキストファイル、マイクロソフト Word ファイル又はジャストシステム社一太郎ファイル)として提出してください(他のファイル形式とする場合は、担当までお問い合わせください。)
電子メールの受取可能最大容量は、5MB となっていますので、それを超える場合は、ファイルを分割するなどした上で提出してください。

(4) 電子政府の総合窓口[e-Gov] (<http://www.e-gov.go.jp>) を利用する場合

意見提出フォームに上記必要事項と連絡先を記載の上、意見提出期限までに提出してください。(e-Gov を利用する場合は、意見の受付締切時間終了後においても、意見提出フォームに意見を記載し送信することは可能ですが、提出された意見を意見公募手続による意見として受けはいたしかねますので、あらかじめ御了承ください。)

4 意見提出期限

平成 24 年 12 月 21 日 (金) 午後 5 時 (必着) (郵送による提出も期限内必着とします。)

5 留意事項

意見書が 1000 字を超える場合、その内容の要旨を添付してください。

提出されました意見は、電子政府の総合窓口[e-Gov] (<http://www.e-gov.go.jp>) の「パブリックコメント」欄に掲載するほか、総務省情報流通行政局地上放送課にて配布します。

御記入いただいた氏名(法人等にあつてはその名称)、住所(所在地)、電話番号、電子メールアドレスは、提出意見の内容に不明な点があつた場合等の連絡・確認のために利用します。

なお、提出された意見とともに、意見提出者名(団体名及び団体の団体者名に限り、個人で提出された方の氏名は含みません。)を公表する場合があります。団体名及び団体の代表者名について、匿名を希望される場合は、その旨を記入してください。

また、意見に対する個別の回答はいたしかねますので、あらかじめ御了承ください。

意見書

平成 年 月 日

総務省情報流通行政局
地上放送課 宛て

郵便番号

(ふりがな)

住所

(ふりがな)

氏名 (注1)

電話番号

電子メールアドレス

「放送法施行規則等の一部を改正する省令案等に係る意見募集」に関し、別紙のとおり意見を提出します。

注1 法人又は団体にあつては、その名称及び代表者の氏名を記載することとする。

注2 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。別紙にはページ番号を記載すること。